

市内立地工場等事業継続強化事業費補助金

事業継続計画（ＢＣＰ）等に基づき、静岡県第４次地震被害想定において被害が想定される区域に立地する工場等を、市内の区域外へ移転または分散する企業の用地取得費と新規雇用に対して、県と連携して最大２億円補助をします！

対象業種	製造業、輸送業、研究所等		
交付対象	用地取得費、従業員の新規雇用に対する経費		
交付条件	・ 工場等の建物の新設または中古の工場等を取得し機械設備の購入をすること ・ 用地取得日から原則２年以内に操業すること ・ 業務を開始するときに県内の従業員の人数が減少しないこと		
適用条件	工場	用地取得面積1,000㎡以上	
	物流施設	・ 用地取得面積1,000㎡以上 ・ 流通加工用設備等の新規設置	
	研究所等 ソフトウェア業	研究・開発面積200㎡以上	
補助率等	用地の取得に対する経費	土地取得費の20%以内	限度額 ２億円
	従業員の新規雇用に対する経費	50万円以内／人 (パートタイマーは1/2換算)	

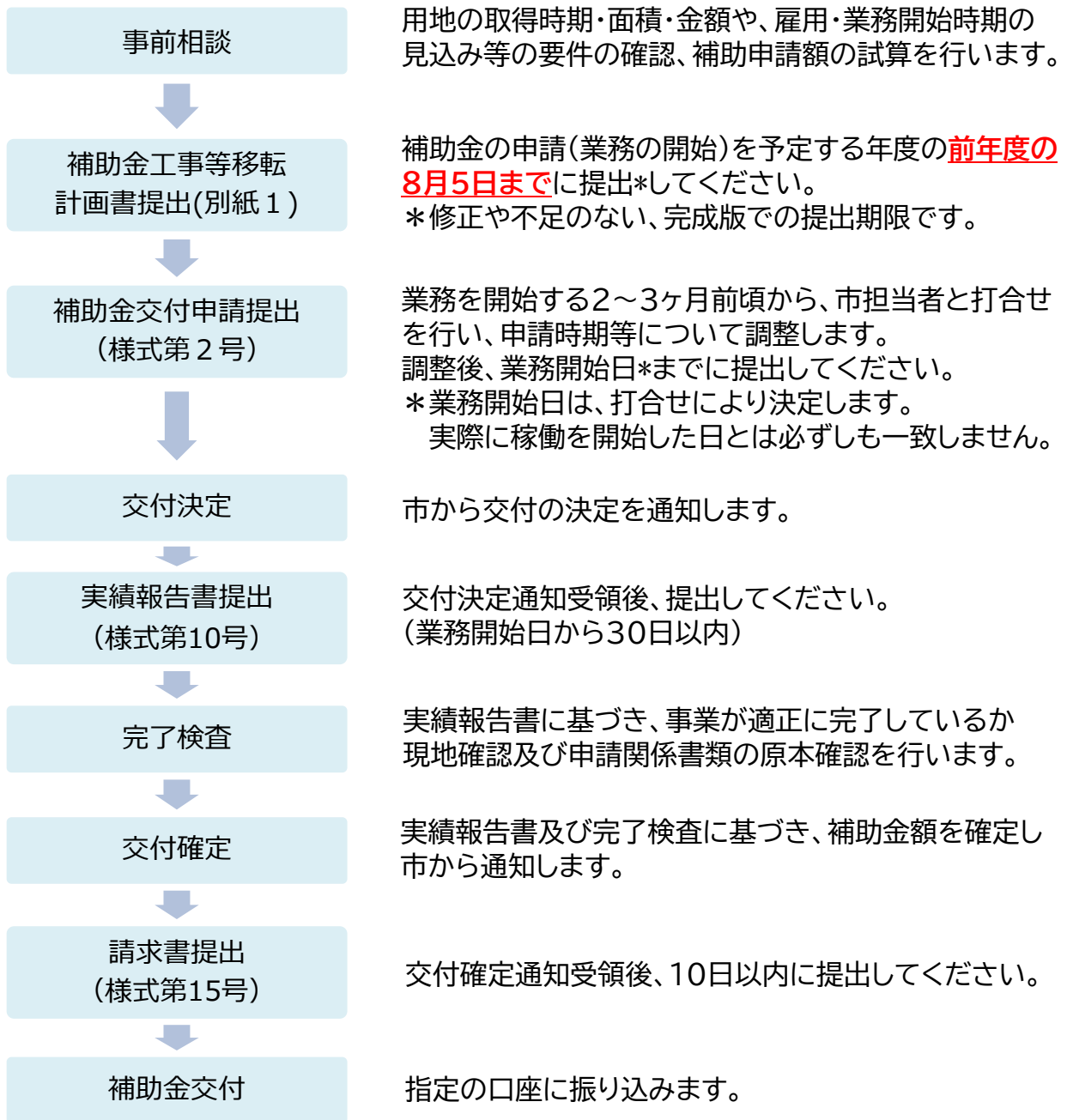
事業継続計画（ＢＣＰ）とは、静岡県が作成した静岡県事業継続計画モデルプラン（第一版）のＢＣＰ作成・運用状況の自己診断チェックリストまたは静岡県事業継続計画モデルプラン（第三版）の自己評価チェックリストの必須項目を満たすものをいう。

- ア 静岡県が公表した静岡県事業継続計画モデルプランに準拠して作成したものであること
イ 中小企業庁が公表した中小企業ＢＣＰ策定運用指針に準拠して作成したものであること
ウ 特定非営利活動法人事業継続推進機構が公表した中小企業ＢＣＰステップアップガイドに準拠して作成したものであること
エ 内閣府が公表した事業継続ガイドラインに準拠して作成したものであること

お問合せ先： 牧之原市役所 商工企業課
Tel: 0548-53-2624 FAX: 0548-52-3772
Email: kigyo@city.makinohara.lg.jp

※設備投資に対する補助については、静岡県の補助金をご利用できる場合があります。県の補助制度についての詳細は静岡県企業立地推進課（連絡先：Tel054-221-3262）へご相談ください。

補助金交付までのスケジュール



<留意事項>

- ・補助金交付までの目安は、申請書提出から3ヶ月程度となります。
- ・最終的な補助金額は、業務開始後、実績報告を基に確定しますので、必ずしも事前相談のとおりとはならないことを御承知おきください。
- ・補助金の交付を受けた翌年度から3年間、雇用状況の報告をしていただきます。

土地の取得、工場移転計画等がありましたら、
お早めにご相談ください。

